平成３０年（フ）第３５９０号
東京都墨田区堤通２―10―18―109、住民票上の住所東京都墨田区堤通２丁目13―１―709
債務者　石川　弘明
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６０１号
東京都世田谷区経堂１丁目19―７―511
債務者　大塚　麻美（旧姓友光）
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６０２号
神奈川県川崎市幸区古市場２丁目91―303
債務者　佐々木航太
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６０３号
東京都北区西が丘１丁目44―13―205
債務者　松澤　佑江
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午前10時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６０７号
東京都あきる野市草花878
債務者　荒井　宣太
1　決定年月日時　平成30年５月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６１９号
東京都板橋区徳丸２丁目14―９―205
債務者　茅野　眞弓
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６２７号
東京都葛飾区金町１丁目19―10―203
債務者　二見　優子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６２８号
東京都江東区越中島３丁目６―15　福山通運社宅Ａ棟207
債務者　石岡　　修
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６２９号
東京都江東区越中島３丁目６―15　福山通運社宅Ａ棟207
債務者　石岡あかね
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６３２号
東京都渋谷区笹塚２丁目37―15―303
債務者　安藤　裕輝
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６４０号
東京都板橋区志村１丁目８―６―303
債務者　馬原　颯貴
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６４１号
東京都目黒区青葉台３丁目13―14―404
債務者　杠　奈津枝
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６４６号
東京都中野区沼袋３丁目７―14　アーバンコート沼袋Ｂ　103
債務者　若松　孝司
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部

平成３０年（フ）第３６４７号
東京都江戸川区一之江３丁目12―17
債務者　丸山由美子
1　決定年月日時　平成30年５月30日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成30年７月31日まで
5　免責審尋期日　平成30年７月31日午後２時30分
東京地方裁判所民事第20部